

# 介護老人保健施設（介護予防・短期入所）重要事項説明書

## 1.事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 アザレア
所在地	高知県高岡郡四万十町見付902-1
管理者名	杉本 和彦
電話番号	0880-22-1112
FAX番号	0880-22-2226
名称・法人種別	医療法人 川村会
業務の概要	介護保健施設
事業所数	1
事業者指定番号	第3952580037号

## 2.職員の配置状況および職務内容

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管理者	0.1名（兼務）		0.1名（兼務）
医師（施設長）	0.5名（兼務）		0.5名（兼務）
事務長	1名		1名
支援相談員	1名以上（常勤）		1名以上（常勤）
介護支援専門員	1名以上（常勤）		1名以上（常勤）
作業療法士又は 理学療法士・言語聴覚士	2名以上（常勤）		2名以上（常勤）
栄養士又は管理栄養士	1名以上（常勤）		1名以上（常勤）
調理員		委 託	
事務職員	3名		3名
運転手	1名		1名
看護職	5名以上（常勤）		5名以上（常勤）
介護職	13名以上（常勤）		13名以上（常勤）

医師 医師は利用者の病状に応じて妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設に携わる従業者の管理指導を行う。

支援相談員 支援相談員は、利用者またはその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

看護介護職員 看護介護職員は利用者の病状および心身の状況に応じ、看護介護を提供する。

作業療法士または理学療法士・言語聴覚士 医師の指示のもとリハビリを実施しリハビリ計画の評価、必要に応じて見直しを行う。

介護支援専門員 利用者の状況を把握し居宅の計画に基づいたプランを作成する。

栄養士または管理栄養士 利用者の栄養状態を把握し栄養計画の作成、計画に基づいた食事の提供を行う。

### 3.サービスの内容及び利用料金

#### (1) 介護保険給付対象サービス

種 類	< サ ー ビ ス 内 容 >												
計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設サービス計画の立案</li> <li>・ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護計画の立案</li> <li>・ 介護予防通所リハ・通所リハビリテーション計画の立案</li> </ul>												
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。</li> <li>・ 利用者様の状態や希望により食事提供の場所・食事時間を選択することができます。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">(食事時間)</p> <table style="margin-left: 80px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">朝食</td> <td style="padding-right: 20px;">7 : 3 0</td> <td style="padding-right: 20px;">～</td> <td>8 : 3 0</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>1 2 : 0 0</td> <td>～</td> <td>1 3 : 0 0</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>1 8 : 0 0</td> <td>～</td> <td>1 9 : 0 0</td> </tr> </table>	朝食	7 : 3 0	～	8 : 3 0	昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0	夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0
朝食	7 : 3 0	～	8 : 3 0										
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0										
夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0										
医療・看護	<p>ケアサービス</p> <p>当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。</p> <p>※医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。</p> <p>※介護：施設サービス計画に基づいて実施します。</p> <p>※機能訓練：原則として機能訓練室で行いますが、施設内すべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。</p>												
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・ おむつを使用する方に対しては、1日6回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。</li> </ul>												
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて週に最低2回ご利用いただけます。</li> <li>・ 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。</li> <li>・ 利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。</li> </ul>												
基本時間外施設 利用サービス	<p>何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間終了に間に合わない場合に適用</p>												
その他	<p>これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。</p>												

<サービス利用料金>

● 介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(I) 従来型個室		7530 円	8010 円	8640 円	9180 円	9710 円
(iii) 多床室		8300 円	8800 円	9440 円	9970 円	10520 円
自己 負担 額	上記サービス費に係る	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円
	自己負担額 (1 割)	830 円	880 円	944 円	997 円	1052 円
	食 費	1700 円				
居住費 (従来型個室)		1728 円				
居住費 (多床室)		437 円				

介護予防保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

	要支援 1 従来型個室	要支援 1 多床室	要支援 2 従来型個室	要支援 2 多床室
自己負担額 (1 割)	579 円	613 円	726 円	774 円
食費	1700 円			
居住費 (従来型個室)	1728 円			
居住費 (多床室)	437 円			

※夜勤職員配置加算 24 円/日

※個別リハビリテーション実施加算 240 円/回

※緊急短期入所受入加算 90 円/日

※緊急時治療管理 518 円/回

※サービス提供体制強化加算(I) 22 円/日

※療養食を提供した場合 1 食 8 円

※入所時及び退所時に送迎を行った場合 片道 184 円/回

※口腔連携強化加算 50 円/月

※生産性向上推進体制加算 (I) 100 円/月 (II) 10 円/月

※重度療養管理加算 120 円/日

※介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位数に 7.5%加算

※特定短期入所療養介護を実施した場合は、下記のとおりお支払いいただきます。

(1) 3 時間以上 4 時間未満 664 円 (2) 4 時間以上 6 時間未満 927 円 (3) 6 時間以上 8 時間未満 1296 円

※上記以外に必要な指導・指示等がされた場合は、下記の通り負担増となります。

	サービス費	一割負担金
緊急時治療管理	5180 円	518 円

※ サービス利用に係る自己負担額（月額）が 44400 円（ただし、市町村民税非課税者等は 15000 円、老齢福祉年金受給者等は 15000 円）を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますのでお尋ねください。

※ 所得に応じた負担限度額を設け、負担限度額を超えた分は特定入所者介護（支援）サービス費により介護保険から支払われます。

※ 所得に応じた負担限度額を設け、負担限度額を超えた分は特定入所者介護（支援）サービス費により介護保険から支払われます。食費・居住費の利用者負担の軽減を受けるためには、介護保険負担限度額設定の申請が必要ですので不明な点はお尋ねください。

○制度対象者と利用者段階

利用者段階	対象者		
第 1 段階	生活保護受給者		
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税	本人の年金収入額 + その他の合計所得金額が年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下
第 3 段階①		本人の年金収入額 + その他の合計所得金額が年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下
第 3 段階②		本人の年金収入額 + その他の合計所得金額が年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下
第 4 段階	上記に該当していない方（負担限度額認定証をお持ちでない方）		

○1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	食費	1日あたりの居住費	
		従来型個室	多床室
第 1 段階	300 円	550 円	0 円
第 2 段階	600 円	550 円	430 円
第 3 段階①	1000 円	1370 円	430 円
第 3 段階②	1300 円	1370 円	430 円
第 4 段階	1700 円	1728 円	437 円

この他、住民税が課税されている高齢者夫婦世帯で、一方が施設入所し、住宅に残された配偶者が生活に困る場合に、利用者負担段階を要する特例措置があります。詳しくはお問い合わせください。

種 類	内 容	利用料金
理・美容代	月に4回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。	1回 2000円
日用品費	ご希望に応じて、提供するティッシュ、ボディシャンプー、ヘアシャンプー、石鹸、タオル、おしぼり、バスタオル、ペーパータオルの日用品費に要する費用。	1日 150円
コーヒー代	1日当たり	1日 50円
健康管理費	インフルエンザ等予防接種	実 費
診断書・証明書		1100円～6600円
電気料金	1日 1品目	50円
そ の 他	お買い物ツアー	実 費

### (3) 利用料金の支払い方法

退所日に請求書と発行しますので、その日から1週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金・銀行振込・銀行振替の3方法があります。利用申込時にお選びください。

### 4.介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用ください。

#### 【介護老人保健施設アザレアの運営方針】

1. 介護の質の確保と向上に努める
2. 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行うため、医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の場としての施設運営をバランスのとれたものにする

### 5.併設医療機関

名 称	医療法人川村会 くぼかわ病院
住 所	高知県高岡郡四万十町見付 902-1

## 6.協力歯科医療機関

名 称	小島歯科医院
住 所	高知県高岡郡四万十町琴平町 14-35

## 7.要望及び苦情の相談 当施設には相談専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

当施設利用者様相談窓口	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 1 1 1 2
	F A X 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 2 2 2 6
	支 援 相 談 員	竹 村 典 泰
四万十町役場相談窓口	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 3 1 1 5
国保連合会相談窓口	電 話 番 号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 0

## 8.施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8：30～20：00 感冒等が流行した場合には、制限させていただく場合がありますのでご了承ください。
外出・外泊	所定の手続きが必要なため、サービスステーションでご相談ください。
飲酒・喫煙	全く禁止するものではありませんが、医師又は職員にお尋ねください。
設備・備品の利用	ご自由にお使いください。また、ご希望があればお申し出ください。
所持品・備品等の持ち込み	使い慣れたもの、馴染みのあるものをお持ちください。
金銭・貴重品の管理	多額の金銭や貴重品は事務所で管理させていただきます。
営業時間	A M 8：30～P M 5：00
通常の事業の実施範囲	四万十町、黒潮町、中土佐町
宗教活動	他の利用者の迷惑にならない範囲で、ご自分だけで行う場合のみ可能です。
ペットの持ち込み	不可とさせていただきます。
禁止事項	当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく為に、利用者の「営利行為・宗教の勧誘 ・特定の政治活動」は禁止します。

## 9.事故発生時の対応

- ・ 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族・ケアマネージャー等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・ 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・ 事故に対し取った対応については、記録する。

## 10. 非常災害対策

消防法第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育および基本訓練（消火・通報・避難）	年1回以上
②利用者を含めた総合訓練	年1回以上
③非常災害設備の使用方法的徹底	随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。